

# 要 望 書

厚生労働省保険局  
医療課長 原 徳壽 殿

平成 19 年 10 月 18 日

日本療養病床協会  
会長 木下 毅

## 1 . 「経過措置の延長について」

平成 18 年 7 月 1 日より特殊疾患療養病棟入院基本料の 1 と 2 を廃止する際、激変緩和のため、平成 18 年 6 月 30 日に当該病棟入院患者の別表第 12 表に示される疾病については経過措置として平成 20 年 3 月まで同入院基本料 1 の患者は医療区分 3 に同入院基本料 2 の患者は医療区分 2 とされているところである。その該当患者は平成 18 年 6 月 30 日では同病棟入院患者の 86.3%であったが、それらの患者は平成 19 年 8 月現在でも約 60.9%が医療療養病床入院中であり、25.4%しか減少していない。よって、なお平成 22 年 3 月まで経過措置の延長を要望する。

## 2 . 「評価単位を 1 日から 1 ヶ月単位への変更について」

平成 18 年 7 月に導入された患者分類・医療区分の判定や請求業務に病棟の看護師が多く関与を強いられて来ている。そのため、本来業務である看護業務に専念できるためにも現状の 1 日毎の評価ではなく、1 ヶ月単位での評価への変更を要望する。

## 3 . 「チーム医療の評価について」

チーム医療の必要性は求め続けられている。特に療養病床に於いては、医師・看護師だけでなくコメディカルとして薬剤師・管理栄養士・社会福祉士・歯科衛生士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・診療情報管理士などの配置による病棟業務の遂行に対して、その診療報酬上の評価を要望する。

入院時、退院時の診療計画作成に上記コメディカル職種のうち、5 つ以上の職種が関与した場合に 300 点の加算を要望する。

チーム医療推進のため療養病床入院基本料 2 の病棟に上記コメディカル職種のうち 3 職種以上が病棟専従としてチーム医療を行っておれば、1 日 50 点の加算を要望する。